

# 社会福祉法人木葉昭和児童園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木葉昭和児童園（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。〉

2 交通費の実費が次の費用支弁額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額の¥を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

役員費用弁償	1,000 円
その他	旅費規程による

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

役員費用弁償	1,000 円
その他	旅費規程による

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。